

入 札 公 告

嬉野市役所嬉野庁舎ほか 29 施設で使用する電力供給について、条件付一般競争入札を下記のとおり実施するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び嬉野市財務規則第 87 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 0 月 1 日

嬉野市長 村上 大祐

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

嬉野市役所嬉野庁舎ほか 29 施設で使用する電力供給（本件は、以下の 3 つの電力供給で構成する。）

ア 嬉野市管理の 24 施設で使用する電力供給

イ 公営企業（下水道事業）管理の 3 施設で使用する電力供給

ウ 一般社団法人嬉野市体育協会管理の 3 施設で使用する電力供給

(2) 供給内容

電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 供給場所及び予定使用電力量

仕様書別紙のとおり

(4) 供給期間

令和 4 年 4 月 1 日 0 時 0 分～令和 7 年 3 月 3 1 日 24 時 0 分

(5) 予定価格

非公表

(6) 契約書

契約書はア、イ、ウそれぞれで作成する。（詳細は「10 入札方法及び契約方法」参照）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、条件付一般競争入札参加申請日から開札の時までの期間において、次に掲げる条件を全て満たし、かつ当該入札の参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続きを完了している者であること。

(4) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 過去に、国または地方公共団体が所有する高压受電施設に対し、同一団体に継続して 2 年以上電力を供給した実績を要し、その実績の数が 3 団体以上の者であること。

(6) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。

(7) 事故発生等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。

(8) 国税及び地方税について未納がない者であること。

- (9) 嬉野市の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本、人事面又は技術面において強い関係がないこと。
- (11) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格申請書手続き及びその審査

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ウ 電気需給契約実績調書（様式2）
- エ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）
- オ 財務諸表（申請の直近の決算における損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）
- カ 印鑑登録証明書の写し（申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの）
- キ 委任状（様式3）（入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合）
- ク 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）
- ケ 嬉野市税納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）
※嬉野市に納税義務がない場合は、申出書（様式4）を提出すること。
- コ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式5）
- サ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式6）

(2) 提出方法

5(2)問い合わせ先に記載している場所に、直接持参するか又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和3年10月15日（金）17時00分まで

(4) 資格審査確認結果の通知

令和3年10月20日（水）までに入札参加資格確認結果通知書をメールまたはFAXにて送付し、原本は、同日に郵送にて発送します。

(5) 辞退

条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式7）を提出すること。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和3年10月25日(月)17時00分まで

イ 提出方法

5(2) 問い合わせ先に記載している場所に、直接持参するか又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)により提出すること。様式は任意とする。

(2) 説明を求められた場合には、令和3年10月27日(水)に回答を通知する。

5 入札に関する質問及び問い合わせ先

(1) 本入札に対する質問や仕様書等について疑義がある場合は、令和3年10月22日(金)17時00分までに、質問書を問合せ先の電子メールまで提出すること。受信した質問書に対する回答は、入札参加資格申請についての質問はホームページ上にて、入札に関する質問は入札参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載されている担当者の電子メールへ令和3年10月27日(水)までに行う。(質問に対し、回答できるようになったところで随時回答する。)

(2) 問い合わせ先

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

嬉野市役所 財政課 資産管理G

電話：0954-66-9114 FAX：0954-66-3119

電子メール：zaisei@city.ureshino.lg.jp

6 入札及び開札

本入札方法は、嬉野市郵便入札実施要綱に基づく郵便入札とする。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月5日(金)10時30分から

イ 場所 嬉野市役所塩田庁舎 3階 3-2会議室

(2) 郵送による入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年11月4日(木)17時00分必着

イ 提出先 5(2) 問い合わせ先に記載している場所へ郵送すること。

ウ 郵送方法 嬉野市郵便入札実施要綱第4条の規定による。

(3) 本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めない。代表者によるものに限る。

(4) 入札参加者は、仕様書及び別紙契約書(案)を熟知のうえ、入札に参加すること。

(5) 入札は、嬉野市ホームページに掲載している所定の入札書(様式8)を使用すること。

(6) 入札金額の算出根拠として、入札内訳書(様式9)を作成し、入札書と共に提出すること。

(7) 入札内訳書は、一冊に綴じておくこと。入札書と入札内訳書は、まとめて綴じないこと。

(8) 入札内訳書の基本料金及び電力量料金単価には1円未満の端数を含むことはできるが、施設毎に合計金額を算出した時点で1円未満の端数は切り捨てる。入札金額には端数が出ないようにすること。

7 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。また、その決定に対し、入札参加者は異

議を申し立てることができない。もし、取りやめとなった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する不正な行為と認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) 公正に疑うに足る相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、これを無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者が提出した入札書
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判別不可能な入札書
- (5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入した入札書
- (6) 入札の金額を訂正した入札書
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 一人で 2 以上の入札を提出した者
- (9) 次の入札内訳書を提出した者
 - ア 入札書の金額と一致しないもの（1 円未満の端数処理は除く）
 - イ 見積もった電力料金合計から一括等で値引きを行っているもの
 - ウ 記載すべき項目についての記載がないもの
 - エ その他見積もった内容に誤りがあるもの
- (10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反したもの

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 1 回目の入札で落札者がいないときは、1 回に限りの再度入札を行う。再度入札の日時は概ね 5 日後以内に行う。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、嬉野市郵便入札実施要綱第 9 条第 5 項の規定によりくじにて決定する。

10 入札方法及び契約方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、本市が仕様書別紙にて提示する予定契約電力及び月毎の予定使用電力量に基づき算出した電力料金の年間総額を入札金額とする。
- (2) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (3) 電力量料金単価における「夏季」の期間は 7 月 1 日から 9 月 30 日までとし、「その他季」

の期間をそれ以外の月とする。

- (4) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札金額の算出にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (6) 入札金額の積算方法を記した入札内訳書を添付すること。
- (7) 本入札の契約は、単価契約となるので、入札金額が契約金額となるのではない。入札金額を算出する際に使用した（入札内訳書に記載した）各施設の基本料金単価及び電力量料金単価とする。
- (8) 契約書は1(1)ア、イ、ウそれぞれで作成する。ウについては、施設の指定管理者である一般社団法人嬉野市体育協会の委任を受け入札を行っているため、契約相手は一般社団法人嬉野市体育協会となる。
- (9) 1(1)ウの施設について、一般社団法人嬉野市体育協会による指定管理の期間は令和6年3月31日までとなっている。令和6年4月からの指定管理を他の者が受けた場合、その者に契約を継承せずに1年前倒しで契約を終了する可能性がある。

1 1 入札保証金及び契約保証金

嬉野市財務規則第88条及び第107条第2項の規定により免除とする。

1 2 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本入札又は需給に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) 本入札にて提出された申請書類は、返却しないものとする。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、嬉野市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (5) 入札結果については、嬉野市ホームページで公表する。
- (6) 本入札公告は、入札説明書を兼ねる。